

# 交際費課税の特例

H25 年 4 月 1 日開始事業年度～

H30 年 3 月 31 日開始事業年度まで

800 万円以下の金額は、全額損金算入になります。

(注) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人に限られます。

資本金又は出資金が 1 億円以下であっても、資本金又は出資金が 5 億円以上の法人の 100%子法人等は適用できません。

2016 税制改正②  
深津税務総合事務所